○二次製品等防火水槽等認定細則

（平成13年４月２日
消安セ細則第８号）

改正　平成14年４月５日消安セ細則第２号
平成15年10月１日消安セ細則第１号
平成16年４月１日消安セ細則第１号
平成17年12月21日　消安セ細則第６号
平成18年４月１日　消安セ細則第18号
平成20年６月19日　消安セ細則第１号
平成25年４月１日　消安セ細則第１号
平成30年４月27日　消安セ細則第６号
令和元年10月１日　消安セ細則第15号
令和３年４月１日　消安セ細則第４号
令和５年10月17日消安セ細則11号
令和７年３月25日消安セ細則第３号

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、二次製品等防火水槽等認定規程（平成13年消安セ規程第８号。以下「規程」という。）の規定に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が行う二次製品等防火水槽等の認定について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置場所の区分）

第２条　設置場所の区分は、次による。

１　地下式型

(1)　Ⅰ型は、自動車が進入するおそれのない公園、宅地等に設置するものとする。

(2)　Ⅱ型は、上記以外の場所に設けるもので総重量200kNの自動車荷重が載荷されるものとする。ただし、防火水槽にあっては、道路の状況により140kNとすることができる。

(3)　Ⅲ型は、同上の総重量250kNの自動車荷重が載荷されるものとする。

２　半地下式型

防火水槽等の一部が地表に露出し、自動車荷重が載荷されないものとする。

３　地上設置型

防火水槽等の全部が地表に露出し、自動車荷重が載荷されないものとする。

第２章　型式認定

（型式認定の区分）

第３条　型式認定は、次の各号に掲げる要素の組合せごとに区分して行うものとする。

(1) 容量

(2) 設置場所の区分

(3) 形状（ボックスカルバート、円筒型、その他）

(4) 設置方法（縦置き、横置き）

(5) 主要構造材料（ＲＣ、ＰＣ、鋼材、ダクタイル鋳鉄、ＦＲＰ及びコンポジット）

（型式認定の申請）

第４条　二次製品等防火水槽等の型式認定を受けようとする者は、別記様式第１号による型式認定申請書及び別記様式第１号の２による誓約書並びに第３項及び第４項に規定する書類等正副各１部を、ＪＩＳ（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第１項の日本産業規格をいう。以下同じ。）S 5505（事務用ファイル（フラットファイル））のＡ４ファイル又はこれに準ずるものに一括し、二次製品等防火水槽等手数料規程（平成 13 年消安セ規程第９号。以下「手数料規程」という。）に定める手数料の振込票を添えて、安全センターに提出するものとする。

２　申請書類のファイルは、共通ファイル及び型式ファイルとに区分する。ファイルの表書きの一例は次による。

(1) ａ部には、二次製品等防火水槽等の種別を記入する。

(2) ｂ部には、二次製品等防火水槽等の型式記号を記入する。
（ただし、共通ファイルは除く。）

(3) ｃ部には、申請者名を記入する。

(4) ｄ部には、正又は副の別を記入する。

d	d	d
a	a	a
b	b	b
c	c	c

３　共通ファイルの項目及び内容

型式認定を受けようとする二次製品等防火水槽等を製造する工場に関する事項（共通事項）として、次に掲げる書類を共通ファイルとして提出する。ただし、既に試験設備及び品質管理体制の審査を行った工場でその設備及び体制に変更のないときは、この限りでない。

(1) 会社概要（製造工場と申請者が異なる場合は、当該申請者を含む。）

(2) 試験設備に係る次に示す図書

ア　別記様式第２号による試験場所道順案内図

イ　別記様式第３号による試験設備明細書

二次製品等防火水槽等の主要構造材料ごとに試験設備名、仕様、数量等を記載したものをいう。

ウ　別記様式第４号による試験品質計画書

試験品目の管理、試験を実施する職員、施設及び環境、設備及び標準物質、計量トレーサビリティと校正、試験の方法及び試験結果のチェック方法等を記載したものをいう。

(3) 申請品の品質管理方法が記載された図書

(4)　認定証票の管理方法

(5) JIS Q 9001(ISO9001)の認証を取得している場合は、有効期限内の認証証の写し

４　型式ファイルの項目及び内容

型式認定を受けようとする二次製品等防火水槽等に関する事項（個別事項）として、申請型式ごとに次に掲げる書類を型式ファイルとして提出する。

(1) 設計図

ア　図面は、JIS Z 8310（製図総則）及びJIS A 0101（土木製図通則）により製図された二次製品等防火水槽等の構造、部材等の名称、寸法、材質等を明らかにしたもので、組立図、部材図、配筋図、鉄筋加工図、接合部詳細図その他必要な図面とする。この場合、設計図に記入する寸法公差は、加工方法に応じてJISに規定する中級又は粗級以上とし、加工方法に応じたJISに対応しないものにあっては、JIS B 0405（普通公差－第１部：個々の公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差）に規定する粗級以上とする。

イ　底設ピット、集水ピット、吸管投入孔等にあっては、取付位置、取付方法等を明示した図面等を添付する。

(2) 基本設計事項資料

ア　構造計算書（設計仕様等を含んだものとする。）

イ　接合部の設計根拠等

ウ　材料試験成績表又は材料証明書等

エ　施工要領書（二次製品等防火水槽等の運搬・仮置き・基礎工事・施工及び組立を行う際の計画、手順及び注意点を明確に示したものとする。）

オ　防水材の使用実績表

カ　溶接士の資格者リスト（主要構造材が鋼材の場合）

キ　ＦＲＰ製耐震性貯水槽で複合構造のものにあっては、芯材を含めた一体構造の構造計算書及び実証データ

(3) 別記様式第５号による製品明細書

５　型式認定の申請書類は、希望する試験日の 30 日前までに安全センターに提出するものとする。

６　安全センターは、第１項の書類が整っていることを確かめた後、その申請を受理する。

（提出書類の審査）

第５条　検査員（安全センター理事長が別に定めるところにより、認定業務に従事する者として任命した者をいう。以下同じ。）は、提出された型式認定申請書及び添付書類等により、FESC 規格に基づき書類審査を実施するものとする。

２　検査員は、次条から第８条までの規定による審査及び試験を行う期日及び試験場所を通知するものとする。

（試験設備の審査）

第６条　検査員は、型式認定を行うに当たり、二次製品等防火水槽等ごとに別表１に定める試験設備及び施設等が適正に管理されているかどうかを別表２の試験設備等審査チェックリストに基づき、確認するものとする。

２　前項の試験設備のうち特に指定するものについては、別表３に定める機能を持つものであるかどうかについて審査を行うものとする。

３　前項の審査に合格した試験設備には、別図に掲げる表示を付するものとする。

（品質管理体制の審査）

第７条　検査員は、型式認定申請に係る二次製品等防火水槽等を製造する工場等において JIS Q 9001(ISO 9001)（品質マネジメントシステム - 要求事項をいう。以下同じ。）に基づき、二次製

品等防火水槽等の品質管理体制を審査するものとする。

２　前項の審査に当たっては、当該工場等が認定機関間の国際相互承認協定（IAF-MLA）に署名した認定機関から認定を受けた認証機関より JIS Q 9001(ISO 9001)（品質マネジメントシステム－要求事項）の認証を取得しており、当該二次製品等防火水槽等がその範囲に含まれている場合に限り、その取得状況を勘案し、審査項目の一部を省略することができる。

（二次製品等防火水槽等の試験）

第８条　検査員は、前２条の審査の後、型式認定申請に係る二次製品等防火水槽等の試験を別表４に定める試験項目により同表に定める試料について立会検査により行うものとし、その結果を別記様式第６号による型式試験記録表に記録するものとする。

第３章　型式変更認定、試験設備又は品質管理体制の変更、製造工場等の追加、軽補正及び型式認定の更新

（型式変更認定）

第９条　二次製品等防火水槽等の型式変更認定を受けようとする者は、別記様式第７号による型式変更認定申請書及び既に型式認定した型式との相違内容を明らかにした設計図書（変更部分は朱書等で明示する。）その他必要書類（第４条第４項各号に掲げる書類のうち変更のある部分に限る。）を第４条の規定に準じて安全センターに提出するものとする。

２　１型式について２以上の型式変更内容を同時に申請するときは、１の申請書により行うものとする。

３　２以上の型式に共通した内容を変更しようとするときは、それぞれの型式についての型式変更とする。

４　型式変更認定の範囲は、別表５に定めるところによる。

５　型式変更認定のための審査及び試験は、型式変更に係る部分について第５条から前条までの規定に準じて行うものとする。

（試験設備又は品質管理体制の変更）

第 10 条　試験設備又は品質管理体制を変更しようとする者は、別記様式第８号による試験設備等変更申請書及び当該変更に係る図書（変更部分は朱書等で明示する。）正副各１部を第４条に準じて安全センターに提出するものとする。

（製造工場等の追加）

第 11 条　二次製品等防火水槽等の製造工場等の追加の承認を受けようとする者は、別記様式第９号による製造工場等追加申請書、追加する製造工場に係る共通ファイル及び型式ファイルを第４条の規定に準じて安全センターに提出するものとする。

２　検査員は、前項の申請書が提出されたときは、第６条及び第７条の規定に準じて書類審査を行う。ただし、安全センターが必要と認めた場合には臨時サーベイランスを実施する。

（軽補正）

第 12 条　既に型式認定（型式変更認定を含む。以下同じ。）を受けた二次製品等防火水槽等について軽補正の確認を受けようとする者は、別記様式第 10 号による軽補正届及び当該軽補正に係る設計図書等正副各１部を、第４条の規定に準じて安全センターに提出するものとする。

２　１型式について２以上の軽補正内容を同時に申請するときは、１の申請書により行うものとする。
３　軽補正の範囲は、別表５に定めるところによる。

（型式認定の更新）

第 13 条　安全センターは、型式認定を受けた者に対し、当該型式の有効期間満了の 60 日前までに、別記様式第 11 号による型式認定有効期間満了通知書により当該型式の有効期間が満了する旨を通知するものとする。

２　型式認定の更新をしようとする者は、有効期間が満了する日の 30 日前までに、別記様式第 12 号による型式認定更新申請書に手数料の振込票を添付して申請するものとする。

３　型式認定の更新を希望しない場合又は、当該型式の有効期間中において型式を取り下げる場合は、別記様式第 31 号による型式認定取消届を安全センターに提出するものとする。

４　安全センターは、型式更新を行ったときは、前項の申請をした者に型式認定証を交付するものとする。

第４章　サーベイランス

（サーベイランス計画）

第 14 条　安全センターは、毎年度当初に、型式認定を受けた者と調整のうえ、規程第 12 条の規定によるサーベイランスの４半期ごとの実施計画を作成し、通知するものとする。

（サーベイランスの申請）

第 15 条　型式認定を受けた者は、前条の計画に基づき、別記様式第 13 号によるサーベイランス申請書及び JIS Q 9001(ISO9001)の認証を取得している場合は有効期限内の認証証の写し各１部を安全センターに提出するものとする。

２　前項のサーベイランス申請書は、希望する調査日の 10 日前までに安全センターに提出するものとする。ただし、安全センターが特に認めた場合は、この限りでない。

３　安全センターは、第１項のサーベイランス申請書の記載事項を確かめた後、その申請を受理し、調査日を指定するものとする。

４　二次製品等防火水槽等の製造を休止しているため前条の計画に基づきサーベイランスを実施できないときは、別記様式第 14 号によるサーベイランス休止申請書を提出するものとする。

（サーベイランスの実施）

第 16 条　サーベイランスは、次により検査員が実施するものとする。

(1) 試験設備の審査は、第６条の規定に準じて行う。

(2) 品質管理体制の審査は、第７条の規定に準じて行う。

(3) 二次製品等防火水槽等の形状等が型式認定を受けた型式の形状等と同一であることの確認は、当該二次製品等防火水槽等を製造する工場において製品検査を立会検査により行うものとする。

２　前項第３号により確認した二次製品等防火水槽等は、第 19 条に規定する個別認定に合格したものとする。

（臨時サーベイランスの実施）

第16条の２　規程第12条の２の規定による臨時サーベイランスを行う場合は、第14条のサーベイ

ランス計画の作成及び第15条のサーベイランスの申請を省略できるものとする。

２　臨時サーベイランスは、前条の規定に準じて実施するものとする。

（サーベイランス結果の通知）

第 17 条　第 16 条のサーベイランス及び前条の臨時サーベイランスの結果は、別記様式第 15 号によるサーベイランス成績書により申請者に通知するものとする。

第５章　個別認定

（個別認定の申請）

第 18 条　個別認定を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより、別記様式第 16 号による個別認定申請書を安全センターに提出するものとする。

(1)　個別認定申請書に別記様式第17号による社内個別検査記録表及び手数料規程に定める手数料の振込票を添えて、正副各１部を提出する。

(2)　個別認定申請書は、検査日の５日前までに提出する。ただし、安全センターが特に認めた場合は、この限りでない。

(3)　第１号の社内個別検査記録表及び100㎥型以上の二次製品等防火水槽等に添える資料は、１基単位で作成する。

２　安全センターは、前項の内容が整っていることを確かめた後、その申請を受理するものとする。

（個別認定の実施）

第 19 条　安全センターは、型式認定又はサーベイランスに合格した工場において製造された二次製品等防火水槽等について、書類審査により個別認定を行うものとする。

２　検査員は、前条第１項第１号の規定により提出された社内個別検査記録表の内容を確認して、個別検査の合否の判定を行うものとする。

３　検査員は、前項の規定による個別認定の合否の判定を行った場合には、個別認定申請書を受理した日から５日以内に、その結果を個別認定申請書の副本に記載し、当該副本を返還することにより、個別認定申請者に通知するものとする。

４　前項において個別認定に合格とされた場合には、認定証票を併せて交付するものとする。ただし、第 20 条の規定を適用している場合は、この限りでない。

５　前各項の規定にかかわらず、安全センターが特に必要と認めた場合は、型式認定を受けた者にあらかじめ通知して、当該工場において二次製品等防火水槽等の立会検査を行うことができる。

６　追加を承認された製造工場等における二次製品等防火水槽等について当該承認後初めて行う個別認定は、原則として立会検査により実施するものとする。

　ただし、既に他の型式について第 11 条の承認を得ている製造工場等の場合は、立会検査を省略することができるものとする。

７　前２項の規定に該当して立会検査を受ける者は、次の各号に定めるところにより、事前の準備をするものとする。

(1)　受検品は１基単位とし、受検者においてあらかじめ社内検査を行った完成品とする。

(2)　受検に際しては、次の図書等を受検場所に備えておくものとする。

　ア　型式認定に係る承認印のある型式ファイル（副）及び共通ファイル（副）

イ　別記様式第18号による受検品の個別認定台帳（製造番号、社内検査記録表承認日、第20条第１項に規定する認定証票等の関連を明確に記載する。）

ウ　社内個別検査記録表

エ　前渡しした認定証票

(3) 前号イの個別認定台帳に記入されている事項については、相互確認のうえ、記名するものとする。

８　第５項又は第６項の規定により行う立会検査の検査項目及び試料は、別表４に定めるところによる。申請者が申請に係る二次製品等防火水槽等について行う社内検査についても同様とする。

９　第５項又は第６項の規定による立会検査を行った場合は、検査員が検査当日、合否の判定を行うものとする。

（合格の表示）

第 20 条　第 16 条又は前条の規定による個別認定に合格した二次製品等防火水槽等には規程別図に規定する合格の表示（以下「認定証票」という。）を貼付するものとする。ただし、第 21 条第２項の規定による認定証票の前渡を受けた者は、受検前に二次製品等防火水槽等に認定証票を貼付して受検することができる。

２　前項ただし書の規定によるあらかじめ認定証票を付した二次製品等防火水槽等が個別認定の結果不合格となった場合には、当該不合格品に貼付した認定証票は、はぎ取り、安全センターに返還するものとする。

（認定証票の前渡）

第 21 条　安全センターは、前条第１項ただし書の規定による個別認定を受けようとする者から別記様式第 19 号による認定証票前渡願による認定証票の前渡し（以下「証票前渡」という。）の交付願いがあり、認定証票に係る管理状況を調査した結果、認定証票の管理体制が適正であると認めた場合は、これを承認することができる。

２　前項の規定による承認を受けた者は、別記様式第 20 号による認定証票前渡申請書により証票前渡を受けることができる。

３　前項の規定による証票前渡を受けた者は、その受払を明確にするために、個別認定台帳を備えて、受払いの都度、記帳整理するとともに、認定証票の使用、保管を適正に行わなければならない。

（設置報告書）

第 22 条　個別認定された二次製品等防火水槽等を設置したときは、別記様式第 21 号による設置報告書を安全センターに提出するものとする。

第６章　雑則

（型式認定申請書等の取下げ）

第 23 条　型式認定申請、型式変更認定申請、製造工場等追加申請、軽補正届、サーベイランス申請、個別認定申請、再審査願又は補正試験願を取り下げようとするときは、別記様式第 22 号による当該申請の取下げ届正副各１部を安全センターに提出するものとする。

２　第 21 条第２項の規定による認定証票の交付を受けた者が個別認定申請の全部又は一部を取り下げようとする場合は、交付された当該認定証票のうち、取下げに相当する数量を個別認定手

数料が同額で、かつ、二次製品等防火水槽等の種別が同じ個別認定申請に振り替えることができる。振り替え申請ができない場合は、取下げに相当する数量の認定証票を取下げ届正本に添えて、安全センターに返還するものとする。

（申請書類の返還）

第 24 条　安全センターは、型式認定、型式変更認定、製造工場等の追加又は軽補正を行ったときは、提出された書類のうち、副本１部を審査の終了後、試験結果を添付して申請者に返還するものとする。

（再審査）

第 25 条　安全センターは、型式認定、型式変更認定、製造工場等の追加又はサーベイランスに当たり試験設備又は品質管理体制の審査を行い、不適合事項があると判定したときは、別記様式第 23 号による不適合事項通知書により申請者に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた者は、次に掲げる区分に応じ、関係書類を提出するものとする。

(1) 型式認定又は型式変更認定の再審査を申請する場合は、前項の通知書の発行日から90日以内に別記様式第24号による再審査願に不適合事項を是正したことを示す書類を添えて、１部を安全センターに提出するものとする。

(2) 製造工場等の追加の再審査を申請する場合は、前項の通知書の発行日から30日以内に再審査願に不適合事項を是正したことを示す書類を添えて、正副各１部を安全センターに提出するものとする。

(3) サーベイランスの再審査を申請する場合は、前項の通知書の発行日から30日以内に再審査願に不適合事項を是正したことを示す書類を添えて、１部を安全センターに提出するものとする。

（補正試験）

第 26 条　安全センターは、型式認定、型式変更認定、サーベイランス又は個別認定に係る二次製品等防火水槽等の試験又は検査を行い、FESC 規格に適合しない不良事項があると判定したときは、別記様式第 25 号による不良事項通知書により申請者に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた者は、次に掲げる区分に応じ関係書類を提出するものとする。

(1) 型式認定又は型式変更認定の補正試験を申請する場合は、前項の通知書の発行日から90日以内に別記様式第26号による補正試験願に補正に係る基本設計事項資料、設計図及び製品明細書を添えて正副各１部を安全センターに提出するものとする。

(2) サーベイランスの補正試験を申請する場合は、前項の通知書の発行日から30日以内に別記様式第26号による補正試験願に不良事項を是正したことを示す書類及び社内試験記録表を添付して１部をその希望する試験日の５日前までに安全センターに提出する。

(3) 個別認定の補正試験を申請する場合は、前項の通知書の発行日から30日以内に別記様式第26号による補正試験願に不良事項を是正したことを示す書類及び社内試験記録表を添付して１部をその希望する試験日の５日前までに安全センターに提出する。

（不合格通知）

第 27 条　安全センターは、型式認定、型式変更認定、製造工場等の追加若しくは軽補正の確認又はサーベイランス若しくは個別認定の審査を行い、不適合事項があると判定したときは、別記

様式第 27 号による不合格通知書により申請者に通知するものとする。

（申請等の委任）

第 28 条　申請者が型式認定申請、製造工場等追加申請、軽補正届、サーベイランス申請、個別認定申請又はこの細則に定める願出等を代理人に委任する場合は、別記様式第 28 号による委任状１部を安全センターに提出するものとする。

２　代理人が申請、届出又は願い出する申請書、届出書又は願出書には、申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、所在、役職名及び氏名）を併記するものとする。

（試験日の変更）

第 29 条　安全センターから指定された試験日を変更しようとするときは、別記様式第 29 号による受検期日延期願を正副各１部、安全センターに提出して、承認を受けるものとする。

（氏名等の変更の届出）

第 30 条　型式認定を受けた者又は現に型式認定を申請中の者がその氏名（法人にあっては、名称又は代表者の役職及び氏名）又は住所を変更したときは、遅滞なく別記様式第 30 号による氏名変更届正副各１部に事実を証する書面を添えて安全センターに提出するものとする。

（不適合の報告等）

第 31 条　型式認定を受けた者が規程第 12 条の３による不適合等の報告をする場合は、別記様式第 32 号によるものとする。

附　則

１　この細則は、平成 13 年４月２日から実施する。

２　既に型式認定を受けた二次製品等防火水槽等について個別認定を受けようとする者が安全センターの承認を受けた場合には、理事長が別に定める日までは、この細則制定前の消防防災の用に供する設備等認定細則（昭和 60 年８月１日）、二次製品防火水槽認定細目（昭和 60 年 10 月９日）、二次製品耐震性貯水槽認定細目（平成８年１月 10 日）、二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽認定細目（昭和 60 年 10 月９日）、二次製品耐震性貯水槽地上設置型認定細目（平成 10 年消安セ細則第 16 号）、FRP 製二次製品耐震性貯水槽認定細目（平成 12 年消安セ細則第 10 号）を適用する。

３　消防防災の用に供する設備等認定細則（昭和 60 年８月１日）は、廃止する。

４　二次製品防火水槽認定細目（昭和 60 年 10 月９日）は、廃止する。

５　二次製品耐震性貯水槽認定細目（平成８年１月 10 日）は、廃止する。

６　二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽認定細目（昭和 60 年 10 月９日）は、廃止する。

７　二次製品耐震性貯水槽地上設置型認定細目（平成 10 年消安セ細則第 16 号）は、廃止する。

８　ＦＲＰ製二次製品耐震性貯水槽認定細目（平成 12 年消安セ細則第 10 号）は、廃止する。

附　則

この細則は、平成 14 年４月５日から実施する。

附　則

この細則は、平成 15 年 10 月１日から実施する。

附　則

この細則は、平成 16 年４月１日から実施する。

附　則

この細則は、平成 17 年 12 月 21 日から実施する。

附　則

この細則は、平成 18 年４月１日から実施する。

附　則

１　この細則は、平成 20 年６月 19 日から実施する。

２　既に型式認定を受けた二次製品等防火水槽のうち、Ⅱ型で自動車荷重 250　kN として認定を受けたものは、Ⅲ型とみなす。

附　則（平成 25 年 4 月 1 日消安セ規程第 1 号）抄

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（改正）

第２条　別表に掲げる規程、細則及び要綱等において「財団法人日本消防設備安全センター」とあるものは平成 25 年 4 月 1 日をもって「一般財団法人日本消防設備安全センター」に改正するものとする。

附　則

この細則は、平成 30 年５月１日から実施する。

附　則（令和元年 10 月１日消安セ規程第 15 号：工業標準化法一部改正関係）抄

この細則は、令和元年 10 月１日から実施する。

第２項第３号　別表（略）のうちの関係規程等（認定関係）及び（性能評定関係）のうち、品目ごとに定める実施細目の一部を次のとおり改正する。（略）

附　則

この細則は、令和３年４月１日から実施する。

附　則

この細則は、令和５年 10 月 17 日から実施する。

附　則

この細則は、令和７年４月１日から実施する。

別 図　試験設備審査の表示

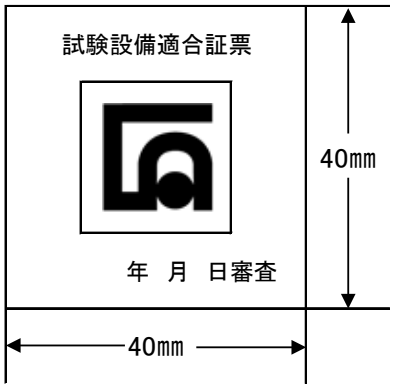

別表１

受検者の備えるべき試験設備等

品　　名	仕　　様	数　量	摘　　要
関係法令・規程	認定基準、試験･判定基準及び関係JIS	1　式	共通
圧縮試験機	JIS B 7733の６に規定する１等級以上のもの	1　式	ＲＣ用
スランプ試験装置	JIS A 1101の５に規定するもの	1　式	ＲＣ用
塗装膜厚計	10 ㎜までの塗装膜厚を測定できるもの	1　式	鋼製用
ピンホール探知機	塗装膜厚0.1 ㎜以上の場合についてピンホールの有無を確認できるもの	1　式	鋼製用
水密試験機	接合部の漏水の有無が確認できるもの	1　式	ＲＣ・鋼製・ＦＲＰ用（飲料水兼用を除く）
放射線透過装置	JIS Z 3104の５に規定するもの	1　式	鋼製用（飲料水兼用）
超音波探傷試験器	JIS Z 3060の４に規定するもの	1　式	鋼製用（飲料水兼用）
棒状温度計		1　式	共　　通
寸法測定器	鋼製巻尺、ノギス等	1　式	共　　通
	すきまゲージ	1　式	鋼製用
	超音波厚み計	1　式	鋼製･ＦＲＰ用

別表２　　P-1101

試験設備等審査チェックリスト

（１／２）

チェック項目	チェック内容	指摘・確認事項	評価
施設及び環境	・試験をどこで実施しているか ・試験を実施する場所の環境（温度、湿度は、適切な状態になっているか ・試験を実施する場所に隣接する場所で作業等を行っている場合、その作業等が試験に影響を与えないか ・試験場所に出入りできる人を限定しているか ・試験実施場所を整理、整頓する手段を定めているか		
試験設備及び標準物質	・指定設備が試験実施場所にあるか ・特定試験設備が、FESC規格に定める機能を有するか又は試験設備適合証票が貼付されているか ・試験設備の保全の手順を定めているか ・正常な機能を発揮する試験設備と異常又は異常と疑わしい試験設備を区別しているか ・校正の状態を表示しているか ・試験設備及び標準物質の記録を作成しているか 記録の主な項目は次のとおり ・機器（設備品目）の名称 ・製造者名、識別のための記号等 ・機器が仕様に適合していることのチェック ・設置場所 ・製造者の取扱説明書 ・校正・検証の日付とその結果及び次回の校正・検証の日付 ・実施された保全及び計画されている保全の詳細 ・損傷、動作不良、改善又は修理があった場合はその履歴		

別表２　　P-1101

試験設備等審査チェックリスト

（２／２）

チェック項目	チェック内容	指摘・確認事項	評価
計量トレーサビリティと校正	・指定試験設備の校正に用いた標準又は基準を定めているか ・国家で認知されている標準との関係は明確になっているか ・標準物質は、国家計量標準又は国際計量標準にトレーサブルであるか		
総合評価			

評価の欄に○、×を付す。チェック内容を十分またはほぼ満足している場合○を、チェック内容を全く満足していない場合×を記す。

総合評価欄には、×がなければ適合、×があれば不適合と記載する。

別表３

特　定　試　験　設　備

品　　名	有　す　べ　き　機　能
水　密　試　験　機	図に示すように、水密試験機本体、スポンジパッキング、圧力計及びエゼクターから構成されており、その機能は次による。 ①　エゼクターに600　kPa以上のエアー源を有する3/8インチのホースを接続し、エアー源を作動させた際、約10秒でスポンジパッキングが、試料に吸着すること。 ②　試料に漏洩部がある場合は、試料に塗布した検査液が気泡状態になること。 ③　減圧度が圧力計により確認できること。

図

水密試験機

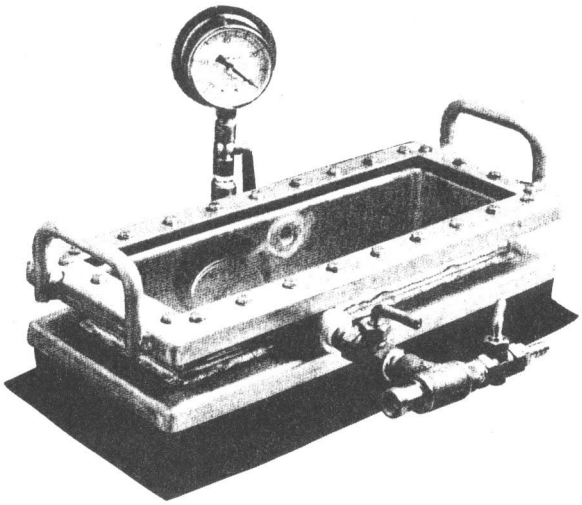

別表４（その１）

型式認定における試験項目及び試料（ＲＣ、ＰＣ）

（本体部材）

試験項目		試料
材料試験	コンクリート圧縮強度	テストピース 12本
	鉄筋	書類
型枠試験		全種類
配筋試験		全種類 ＊１
かぶり試験		１部材 ＊１
スランプ試験		１回
外観、形状、構造 試験		全部材
寸法試験		全部材
仮組み試験		全部材 ＊２
水密試験		１セット ＊３
表示試験		全部材
その他		＊４

（ピット・吸管投入孔）

試験項目		試料
材料試験	コンクリート圧縮強度	書類
	鉄筋	書類
型枠試験		全種類
配筋試験		全種類 ＊１
かぶり試験		＊１
外観、形状、構造 試験		全部材
寸法試験		全部材
表示試験		全部材
その他		＊４

（締め付け金具、防水材等）

試験項目	試料
材料試験	書類
外観、形状、構造 試験	全数
寸法試験	抜取
その他	＊４

＊１　社内試験は、全部材について実施するものとする。ただし、吸管投入孔のかぶり試験は、省略することができる。

＊２　同時に複数の型式試験を行う場合で、当該複数型式の締付け・接合方法、接合部構造、　設置方法及び主要構造材の組合せが同一のときは、断面寸法に関係なく、最も大きい容量の１型式について行う。ただし、1,500㎥型においては、主要構造材の最小の組み合わせについて行う。

　なお、すでに型式認定を取得している型式と締付け・接合方法、接合部構造及び設置方法の組合せが同一の別型式については、本体部材の断面寸法に関係なく省略することができる。

＊３　すでに型式認定を取得している型式と締付け・接合方法及び止水方法（接合部構造、止水材）が同一の別型式については、本体部材の断面寸法及び設置方法に関係なく省略することができる。

＊４　必要により安全センター理事長が指定するものとする。

別表４（その２）

型式認定における試験項目及び試料（鋼材、ダクタイル鋳鉄、ＦＲＰ）

（本体部材）

試験項目	試料
材料試験＊１	書類
外観、形状、構造試験	全部材
寸法試験	全部材
仮組み試験	全部材
防錆・防食試験＊２	全部材
水密試験	１セット＊３
表示試験	全部材
その他	＊４

（ピット・吸管投入孔）

試験項目	試料
材料試験＊１	書類
外観、形状、構造試験	全部材
寸法試験	全部材
防錆・防食試験＊２	全部材
表示試験	全部材
その他	＊３

（締め付け金具、防水材等）

試験項目	試料
材料試験	書類
外観、形状、構造試験	全数
寸法試験	抜取
その他	＊４

＊１　ＦＲＰについては、実証実験データを含むものとする。

＊２　ＦＲＰについては対象外とする。

＊３　防火水槽、耐震性貯水槽及び耐震性貯水槽地上設置型で、すでに型式認定を取得している型式とボルト接合方法及び止水方法（接合部構造、止水材）が同一の別型式については、本体部材の断面寸法に関係なく省略することができる。

飲料水兼用耐震性貯水槽で主要構造材料がダクタイル鋳鉄材料の場合、すでに認定を取得している型式と継手形状が同一の別型式については、本体部材の断面寸法に関係なく省略することができる。

＊４　必要により安全センター理事長が指定するものとする。

別表４（その３）

個別認定（立会）における試験項目及び試料（ＲＣ、ＰＣ）

（本体部材）

試験項目		試料
材料試験	コンクリート圧縮強度	書類
	鉄筋	書類
型枠試験		＊１
配筋試験		全種類 ＊２
かぶり試験		１部材 ＊２
スランプ試験		書類
外観、形状、構造試験		全部材
寸法試験		全部材
表示試験		全部材
その他		＊３

（ピット・吸管投入孔）

試験項目		試料
材料試験	コンクリート圧縮強度	書類
	鉄筋	書類
型枠試験		＊１
配筋試験		全種類
外観、形状、構造試験		全部材
寸法試験		全部材
表示試験		全部材
その他		＊３

＊１　追加を承認された製造工場において初めて行う個別認定の際は、全種類の型枠について試験を実施する。

＊２　社内試験は、本体部材の全部材について実施するものとする。

＊３　必要により安全センター理事長が指定するものとする。

別表４（その４）

個別認定（立会）における試験項目及び試料（鋼材、ダクタイル鋳鉄、ＦＲＰ）

（本体部材）

試験項目	試料
材料試験	書類
外観、形状、構造試験	全部材
寸法試験	全部材
防錆・防食試験＊１	全部材
表示試験	全部材
その他	＊２

（ピット・吸管投入孔）

試験項目	試料
材料試験	書類
外観、形状、構造試験	全部材
寸法試験	全部材
防錆・防食試験＊１	全部材
表示試験	全部材
その他	＊２

＊１　ＦＲＰについては対象外とする。

＊２　必要により安全センター理事長が指定するものとする。

別表５

型 式 変 更 等 の 範 囲

型　　式　　変　　更	軽　　補　　正
1　吸管投入孔、人孔、底設ピット、集水ピットの位置、数、形状、材質の変更 2　部材接合部の材料、接合方法の変更 3　配筋の変更（主筋、配力筋の種別、太さ、長さ、位置の変更等） 4　構造計算書の内容変更 5　二次製品部分の現場打ちへの変更、現場打ち部分の二次製品への変更 6　内面止水材及び止水方法の変更 7　その他理事長が指定するもの	1　表示内容及び表示方法の変更 2　寸法許容差の変更 3　搬送用フックの取付位置の変更 4　設計基準強度の変更 5　頂版部への開口部の設置 6　はしご、ステップ等の種別の変更 7　防錆方法、防食方法の変更 8　その他理事長が指定するもの

別記様式第１号　　P0901-3

型　式　認　定　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について型式認定を受けたいので、書類を添えて申請します。

記

製品の種別				
型式記号				
受検場所				
受検日	希望	年　月　日	決定	年　月　日

誓　約　書

私は、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下、安全センターという。）が行う二次製品等防火水槽等の認定制度に関して、安全センターが定める「消防用設備機器認定制度説明書」及び「認定証及び認定証票取扱規程」を遵守し、信義に反する行為をしないことをここにお誓いいたします。

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター

理　事　長　　殿

申　請　者

住　　所　〒

法人の名称

代表者の役職及び氏名　　印

電話番号

試　験　場　所　道　順　案　内　図

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

試験場所道順案内図

試験場所の名称	
試験場所の住所	〒
試験場所の電話番号	
案内図（利用交通機関名、その起点・終点などを明記のこと）	

別記様式第３号　　P0901-5

試　験　設　備　明　細　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

試験設備

試 験 設 備 名	仕　　様	数 量	備　　考

別記様式第４号　　試験品質計画書　　P-1102

<table>
<tr><td>試験品目の管理</td><td rowspan="2">試験の方法</td><td colspan="7">試験結果のチェック</td></tr>
<tr><td>試験を実施する職員</td><td colspan="7">報告書</td></tr>
<tr><td>施設及び環境</td><td>設備及び標準物質</td><td colspan="7">計量トレーサビリィティと校正</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td colspan="3">申 請 者（ 記名及び日付 ）</td><td rowspan="3"></td><td colspan="3">一般財団法日本消防設備安全センター</td></tr>
<tr><td>作 成</td><td>審 査</td><td>承 認</td><td>受 付</td><td>確 認</td><td>承 認</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別記様式第５号

製　品　明　細　書

申請者									
製品の種別									
型式記号									
容量									m^3
設置場所			Ⅰ型　・　Ⅱ型　・　Ⅲ型						
水道管路の内水圧			普通圧型　・　高圧型						
土かぶり									m
形状									
設置方法			縦置　・　横置						
材料	本体部材								
				ＲＣ	ＰＣ	鋼	ダクタイル鋳鉄	ＦＲＰ	コンポジット
	□ 底設ピット □ 集水ピット		二次製品						
			現場打ち						
	□ 吸管投入孔 □ 人　孔		二次製品						
			現場打ち						
組立寸法	径　（縦）								m
	長さ（横）								m
	高さ（長さ）								m
部材個数	（A）		個				個		
	（B）		個				個		
	（C）		個				個		
	（D）		個				個		
	□ 底設ピット □ 集水ピット		個				個		
	□ 吸管投入孔 □ 人　孔		個				個		
組立図									

型式試験記録表（社内・立会）	試験年月日	年　月　日	申請者		試験場所		立会者
		年　月　日	製品の種別		型式記号		
	試験条件	開始時　終了時	設置場所	Ⅰ型・Ⅱ型(T－　)・Ⅲ型・共用型	土かぶり厚さ		
	天気		容量	m^3	主要構造部材		実施者
	気温	℃　℃	形状	横置ボックスカルバート型、縦置ボックスカルバート型、縦置円筒セグメント型、横置円筒型、（　）			
	湿度	%　%					

試験項目と内容			設計値	基準値	測定値	判定
本体部材	材料	圧縮強度(N/mm²)		30以上	※1	良　否
		鉄筋				良　否
						良　否
	型枠					良　否
	配筋	鉄筋径　(mm)		13以上		良　否
		配筋間隔　(mm)		300以下		良　否
	鉄筋のかぶり					良　否
	スランプ（cm）			——		良　否
	外観・形状及び構造					良　否
	寸法				※2	良　否
						良　否
	仮組み					良　否
	水密					良　否
	表示					良　否
防水材	材料					良　否
底設備ピット／集水ピット	材料					良　否
	外観・形状・構造					良　否
	寸法	幅(内径)　B mm		600以上		良　否
		深さ　H mm				良　否
		底版厚さ　T_2 mm				良　否
		側版厚さ　T_1 mm				良　否
	表示					良　否

試験項目と内容			設計値	基準値	測定値	判定
吸管投入孔又は人孔	材料					良　否
	外観・形状・構造					良　否
	寸法	幅（内径）d mm		600以上		良　否
		高さ　H mm		——		良　否
		厚さ　t_2 mm		——		良　否
	表示					良　否
防錆・防食						良　否
締付金具	材料・外観・形状・構造及び寸法					良　否
付属部材	材料・外観・形状・構造及び寸法					良　否

		標準養生	蒸気養生
※1	σ7		
	σ		
※2			

特記事項欄

スランプ測定時の条件			
日時	年　月　日	気温	℃
天気		ｺﾝｸﾘｰﾄの温度	℃
認定番号			
認定委員会	判定	合格・不合格・補正	
	年月日	年　月　日	
	委員長		
実施者判定		良・否・保留	

型　式　変　更　認　定　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について型式変更認定を受けたいので、書類を添えて申請します。

記

<table>
<tr><td>製品の種別</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>型式記号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">型式認定を受けているもの</td><td>型式記号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>認定番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>型式認定日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受検場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>受検日</td><td>希望</td><td>年　　月　　日</td><td>決定</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更箇所</td><td colspan="3">明　　細</td><td colspan="2" rowspan="2">理　　由</td></tr>
<tr><td colspan="2">旧</td><td>新</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（添付書類）

別記様式第８号

試　験　設　備　等　変　更　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について試験設備・品質に係る図書を変更したいので、書類を添えて申請します。

記

製品の種別			
型式記号			
認定番号			
変更箇所	明細		理由
	旧	新	

製造工場等追加申請書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電話番号

当社は、下記について製造工場の追加承認を受けたいので、書類を添えて申請します。

記

製品の種別		
型式記号		
認定番号		
製造工場名		
製造工場の住所		〒
型式認定を受けているもの	型式記号	
	認定番号	

軽　補　正　届

年　月　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について軽補正の確認を受けたいので、書類を添えて申請します。

記

製品の種別			
型式記号			
認定番号			
軽補正箇所	明細		理由
	旧	新	

別記様式第11号

型 式 認 定 有 効 期 間 満 了 通 知 書

消安セ認第　　号
年　　月　　日

申　請　者
住　　所
法人の名称
代表者の役職及び氏名　　殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長

貴社が型式認定を取得されている下記の二次製品等防火水槽等については、本年３月 31 日に有効期間が満了しますので、通知します。

記

製品の種別	型式記号	認定番号	認定日

型　式　認　定　更　新　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について型式認定の更新を受けたいので、申請します。

記

製　品　の　種　別	
型　式　記　号	
認　定　番　号	

サ　ー　ベ　イ　ラ　ン　ス　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記についてサーベイランスを受けたいので、申請します。

記

工　　場　　名				
製 品 の 種 別				
型　式　記　号				
認　定　番　号				
実　　施　　日	希望	年　　月　　日	決定	年　　月　　日
前回実施年月日				

サ ー ベ イ ラ ン ス 休 止 申 請 書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記の工場における認定品について当分の間、製品の生産がないため、生産を再開するまでの間、サーベイランスの休止を申請します。

なお、生産を再開したときは、サーベイランスの申請をします。

記

工　　場　　名	
製 品 の 種 別	
型　式　記　号	
認　定　番　号	
前回実施年月日	年　　月　　日

別記様式第15号（その１）　　P0901-44-1

サ ー ベ イ ラ ン ス 成 績 書

年　　月　　日

申　請　者
　住　　所
　法人の名称
　代表者の役職及び氏名　　殿

一般財団法人日本消防設備安全センター

工　　場　　名	
調査対象設備等の種別	□　消火設備　　□　警報設備　　□　防火水槽　　□　その他
調 査 対 象 型 式 名	
調　　査　　日	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
検　　査　　員　　名	

調査結果

No.	調　　査　　項　　目	総　　合　　評　　価
1	品質保証体制に関する調査	適　・　否
2	製品の検査体制に関する調査	適　・　否
3	品　質　確　認　検　査	適　・　否
サ ー ベ イ ラ ン ス の 結 果		合　・　否

一般財団法人日本消防設備安全センターの文書による承認なしでは、完全な複製を除き、
一部分のみを複製してはならない。

『指導・指摘事項』

１　品質保証体制について

２　検査体制について

３　品質確認について

（注）改善報告書又は是正計画書が提出された場合、改善状況を確認するとともに、別紙にその結果を記載し、改善報告書又は是正計画書を添付しておくものとする。

個　別　認　定　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について個別認定を受けたいので、社内個別検査記録表を添えて申請します。

記

製品の種別				
型式記号			認定番号	号
申請数量	基			
検査場所	工場名	電話番号		
手数料	単価	円	合計	円

認定証票番号	

検査結果

検査員	年　月　日	判定
	年　月　日	

備考
「認定証票番号」の欄は、安全センターが記入する。ただし、証票前渡を受けた者は、申請製品に貼付する認定証票番号を記入する。

別記様式第17号　　P0901-42

個　別　検　査　記　録　表
（社内・立会）

型式記号		申請者	
認定番号		受検場所	
認定証票番号		形状	
主要構造材	RC・PC・鋼・ダクタイル鋳鉄・FRP・コンポジット	容量	m³
設置場所	Ⅰ型　・　Ⅱ型　・　Ⅲ型	土かぶり厚さ	m
水道管路水圧	普通圧型　・　高圧型		

検査条件		開始時	終了時
	天気		
	気温	℃	℃
	湿度	%	%

検査項目と内容	設計値	基準値	測定値	判定
締付け金具　材料・外観・形状・構造・及び寸法				良否
付属部材　材料・外観・形状・構造・及び寸法				良否
防水材　材料				良否

検査項目と内容		設計値	基準値	測定値	判定	部材名	製造番号
本体部材	材料				良否		
	配筋・かぶり				良否		
	外観・形状及び構造				良否		
	寸法　mm				良否		
	寸法　mm				良否		
	寸法　mm				良否		
	防錆・防食				良否		
	表示				良否		
底設又は集水ピット	材料				良否		
	外観・形状及び構造				良否		
	寸法　幅（内径）Bmm		600以上		良否		
	寸法　深さ　Hmm				良否		
	寸法　底版厚さ　T_2mm				良否		
	寸法　側版厚さ　T_1mm				良否		
	防錆・防食				良否		
	表示				良否		
吸管投入孔又は人孔	材料				良否		
	外観・形状及び構造				良否		
	寸法　幅（内径）dmm		600以上		良否		
	寸法　高さ　Hmm				良否		
	寸法　厚さ　$t_3$mm				良否		
	防錆・防食				良否		
	表示				良否		

検査年月日	年　月　日
実施者	
社内承認者	
判定	合格・不合格・補正

別記様式第18号

P0901-59-2

個　別　認　定　台　帳

認定番号	― 号

前渡申請年月日	認定証票番号	部材数	製造番号	設置区分の別（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）	社内検査記録表承認日	個別認定合格日	出荷日	設置場所（住所を記載すること）	設置報告書提出日	認定証受領日	確認
				Ⅰ Ⅱ Ⅲ							
				Ⅰ Ⅱ Ⅲ							
				Ⅰ Ⅱ Ⅲ							
				Ⅰ Ⅱ Ⅲ							
				Ⅰ Ⅱ Ⅲ							
				Ⅰ Ⅱ Ⅲ							
				Ⅰ Ⅱ Ⅲ							
				Ⅰ Ⅱ Ⅲ							
				Ⅰ Ⅱ Ⅲ							
				Ⅰ Ⅱ Ⅲ							
				Ⅰ Ⅱ Ⅲ							

別記様式第19号　　P0901-57

認　定　証　票　前　渡　願

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について認定証票を二次製品防火水槽等認定細則第 21 条の規定による前渡し交付を受け、受検前に同証票を製品に貼付して個別認定を受けたく、願い出ます。

前渡し交付を受けた認定証票の管理・保管及び受払並びに同証票を付した製品の管理等については、品質管理に係る図書に記載のとおりの管理体制で細心の注意と責任をもって行うこととします。

万一不用意な管理取扱いを行った場合は、異議なく貴安全センターの指示に従います。

記

製品の種別	
型式記号	
認定番号	
検査場所	

別記様式第20号　　P0901-58-1

認　定　証　票　前　渡　申　請　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について認定証票の前渡しを受けたいので、申請します。

記

製品の種別	認定番号	数量	認定証票番号
合　　計			

検査場所	

別記様式第21号　　P0901-60

設　置　報　告　書

年　月　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、次のとおり二次製品防火水槽等を設置したので報告します。

<table>
<tr><td>型式記号</td><td colspan="2"></td><td>区分</td><td>Ⅰ型　・　Ⅱ型　・　Ⅲ型</td></tr>
<tr><td>認定番号</td><td colspan="2">－　　号</td><td>設置場所の土かぶり厚</td><td>m</td></tr>
<tr><td>個別認定年月日</td><td>部材名</td><td>製造番号</td><td colspan="2">発注者</td></tr>
<tr><td rowspan="8">年　月　日</td><td></td><td></td><td colspan="2">住所　〒</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">法人の名称</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">代表者の役職及び氏名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">電話番号</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">施工業者側の確認</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">現場確認　・　写真確認　（いずれかを〇で囲むこと）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">確認者の法人名称、役職及び氏名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">確認年月日</td></tr>
<tr><td>認定証票番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">設置場所（都道府県からの住所を記載のこと）</td></tr>
<tr><td>個別認定受付番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">〒</td></tr>
</table>

別記様式第22号　　P0901-29

取　　り　　下　　げ　　届

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記申請を都合により取り下げたくお届けします。
ついては、当該手数料　　円は　　銀行　　支店
振込みにより還付していただきたくお願いします。

記

区　　分	型式認定・型式変更認定・製造工場追加・個別認定
受　　付　　日	年　　月　　日
製　品　の　種　別	
型　式　記　号	
認　定　番　号	

別記様式第23号　　P0901-20-2

不　適　合　事　項　通　知　書

消安セ技第　　号
年　　月　　日

申　請　者
住　　所
法人の名称
代表者の役職及び氏名　　殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長

貴社が申請された下記の設備等の審査を　　年　　月　　日に行った結果、下記のとおり不適合事項を認めました。今回に限り是正を認めますので不適合事項を是正のうえ、来る　　年　　月　　日までに関係書類を添えて再審査を受けてください。

なお、上記期限までにこの再審査を受けられないときは、以後当該型式に係る試験設備等の審査は取止めとし、不適合として処理しますのでご了承ください。

記

受付日	
設備等の種別	
型式記号	
認定番号	
不適合事項	

別記様式第24号　　P0901-21-2

再　審　査　願

年　月　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について不適合事項を別紙のとおり是正したので再審査をお願いします。

記

受付日	
製品の種別	
型式記号	
認定番号	
通知書番号	
通知された不適合事項	

別記様式第25号　　P0901-20-1

不　良　事　項　通　知　書

消安セ技第　　号
年　　月　　日

申　請　者
住　　所
法人の名称
代表者の役職及び氏名　　殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長

貴社が申請された下記の設備等の試験を　　年　　月　　日に行った結果、下記のとおり不良事項を認めました。今回に限り手直しを認めますので不良事項を改良のうえ、来る　　年　　月　　日までに補正試験申請をして受検してください。

なお、上記期限までにこの補正試験を受けられないときは、以後当該型式に係る試験は取止めとし、認定基準を適合しないものとして処理しますのでご了承ください。

記

受付日	
設備等の種別	
型式記号	
認定番号	
不良事項	

別記様式第26号　　P0901-21-1

補　正　試　験　願

年　月　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について不良事項を別紙のとおり改良したので補正試験をお願いします。

記

受　付　日	
製品の種別	
型式記号	
認定番号	
通知書番号	
通知された不良事項	

別記様式第27号　　P0901-26

不　合　格　通　知　書

消安セ認第　　号
年　　月　　日

申　請　者
住　　所
法人の名称
代表者の役職及び氏名　　殿

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長

貴社が申請された下記の設備等の試験及び審査を行った結果、認定基準に適合しないので通知します。

記

設備等の種別	
型式記号	
認定番号	

別記様式第28号

委　　任　　状

私は

住　　所　〒

法人の名称

役　職　名

氏　　名

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

1　製品の種別

2　型式記号

3　認定番号

4　委任する権限

年　　月　　日

住　　所　〒

会　社　名

代表者の役職及び氏名　　印

備考

1　２以上の型式について個別認定の申請を委任する場合は、製品の種別、型式記号及び認定番号を別紙にしてよい。

2　委任事項が認定手数料を納付し、又は還付を受けることである場合はその旨を記入すること。

別記様式第29号　　P0901-27

受　検　期　日　延　期　願

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記について受検期日の延期をお願いします。

記

製品の種別	
型式記号	
認定番号	
通知された試験日	
延期する理由	

別記様式第30号　　P0901-47

氏名（名称・代表者の役職及び氏名・住所）変更届

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記のとおり氏名（名称・代表者の役職及び氏名・住所）を変更したので届出ます。

記

旧	
新	

変更年月日　　年　　月　　日

別記様式第31号　　P0901-64

型　式　認　定　取　消　届

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社は、下記についての型式認定の取消をお願いします。

記

製品の種別	
型式記号	
認定番号	
理由	
備考	

別記様式第32号

不　適　合・事　故　の　報　告　書

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理　事　長　　殿

申　請　者
住　　所　〒
法人の名称
代表者の役職及び氏名
電 話 番 号

当社が型式認定を受けた製品について、下記のとおり不適合・事故が発生しましたので、報告します。

記

発　生　日	
発　生　場　所	
製 品 の 種 別	
型　式　記　号	
認　定　番　号	
不適合・事故の内容及び応急措置の状況	
当該製品に対する今後の改善方針	